

**昨年度より退職後の継続加入条件が緩和されました！**

詳しくは中をお読みください



作品名：「第三管区巡視船・航空機展示総合訓練」

## 平成30年の更新のご案内が始まりました!!

申込締切日(手続はお早めに!)

**平成29年9月22日(金)**

- 加入内容に変更がなければ加入申込書(加入申込票)の提出は不要です。
- 各種注意事項は次ページ以降に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。
- 制度内容等詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

## 海上保安庁

本庁秘書課  
大学・学校総務課  
管区本部厚生課

契約代表者：公益財団法人 海上保安協会

# 平成30年マリアスの募集案内について

## 平成29年の変更点【再掲】

### 【生命保険・損害保険共通】

## 退職後の継続加入条件が緩和されました！！

※長期所得補償保険以外の制度が対象（長期所得補償保険は退職後継続できません。）

＜平成29年1月更新以前＞

在職中にマリアス保険に加入していた職員が

**「定年退職」、「応募認定退職」の場合のみ**

退職後も継続加入が可能でした。



早期に退職・病気で退職、でも一般生命保険に再加入は難しい。etc.

＜平成29年1月更新以降＞

在職中にマリアス保険に加入していた職員が

**51歳以上で退職する場合のみ**

退職後も継続加入が可能です。

※50歳以下で退職する場合はその年の12月末まで継続可能です。

※年齢は保険年齢です。

期間途中でのコース変更・保険料変更はできません！  
退職を控えた方はこの機会に内容の見直しをおすすめします！



# 平成30年マリアスの募集案内について

## 平成30年の変更点

### 三大疾病保障保険の指定代理請求者の範囲が変更されました！！

#### 指定代理請求者とは??

被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。



きちんと指定代理請求者を決めておかないと、いざというときに請求できないってことになるかもしれないね。

マリアスは年1回更新で毎年案内が届くから、毎年内容を確認することが大切よね！！



#### 【変更前】

保険金等のご請求時において、以下1～2のうちいずれかの方

1. 被保険者の戸籍上の配偶者(被保険者と同居、または、被保険者と生計同一の方)
2. 被保険者の3親等内の親族(被保険者と同居、または、被保険者と生計同一の方)



#### 【変更後】

保険金等のご請求時において、以下1～5のうちいずれかの方

1. 被保険者の戸籍上の配偶者(同居または生計同一の要件はなし)
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族(同居または生計同一の要件はなし)
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると保険会社が認めた方に限ります。
  - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などで、被保険者と同居している方)
  - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行っている方(法人および法人の代表を除く)

\* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

# 平成30年マリアスの募集案内について

## ご加入の制度の受取人を把握していますか??

年1回の更新のときに加入している制度の受取人を申込書で確認してください。加入したときそのまま変更していない方もいるという話を聞いたことがあります。  
受取人は更新のタイミング以外でも変更できるから変更したい方は海上保安協会まで連絡して、所定の書類を提出してください。



**CHECK!!**

区分	被保険者氏名 (カタカナで記入してください)	性別	年齢	加入日	死亡保険金の受取人欄	指定代理所長代行指定欄	確認印 兼 申込印 兼 告知印
100		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 50歳以上 <input type="checkbox"/> 50歳未満	年 月 日	新制に指定、または指定内容を変更の場合に記入欄に記入 ●受取人コードの選択 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 兄弟姉妹 7. 法定相続人 8. 無人指定 (カタカナで氏名を記入) 受取人コードをご記入ください	新制に指定、または指定内容を変更の場合に記入欄に記入 ●被保険者コードの選択 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 兄弟姉妹 6. 被父母 7. 係りその他 8. 指定取消 被保険者コードと氏名を18桁の欄にご記入ください	
本 人	A10	グループ保険	<input type="checkbox"/> 6,000 <input type="checkbox"/> 5,500 <input type="checkbox"/> 5,000 <input type="checkbox"/> 4,500 <input type="checkbox"/> 4,000 <input type="checkbox"/> 3,500 <input type="checkbox"/> 3,000 <input type="checkbox"/> 2,500 <input type="checkbox"/> 2,000 <input type="checkbox"/> 1,500 <input type="checkbox"/> 1,000 <input type="checkbox"/> 700 <input type="checkbox"/> 500 <input type="checkbox"/> 300 <input type="checkbox"/> 200 <input type="checkbox"/> 100		9の場合のみカタカナで1名記入 9の場合のみカタカナで1名記入		
	B10	医療保障保険	<input type="checkbox"/> 10,000 <input type="checkbox"/> 8,000 <input type="checkbox"/> 5,000 <input type="checkbox"/> 3,000				
	F22	三大疾病保障保険	<input type="checkbox"/> 500 <input type="checkbox"/> 300 <input type="checkbox"/> 200		9の場合のみカタカナで1名記入 カタカナで1名記入		
		7 大疾病保障特約 がん・上皮内新生物保障特約	<input type="checkbox"/> 付加する(1) <input type="checkbox"/> 付加しない(5)		三大疾病保障保険にお申し込みされる方はこの欄も必ずチェックしてください。		
001	健康づくりサポート		<input type="checkbox"/> 加入				

制度名称	受取人
グループ保険	死亡保険金の受取人は、被保険者(加入者)が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者(加入者)です。
医療保障保険	給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。※家族の請求を行う場合も請求は保険料負担者(本人)が行ってください。
三大疾病保障保険	本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者(加入者)にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

グループ保険や三大疾病保障保険は、加入者自身が受取人になりますが(※)、医療保障保険は保険料負担者(職員本人)が受取人になります。医療保障保険に加入している家族が入院したときに、入院した方が請求すると不備になってしまうので注意してください。

(※)死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方になります。



# 平成30年マリアスの募集案内について

## 募集期間中のお問い合わせ先

平成29年8月14日(月)～平成29年9月22日(金) 土・日・祝日を除く(9:00～17:00)

- |            |   |                           |
|------------|---|---------------------------|
| ・グループ保険    | } | ・明治安田生命保険相互会社             |
| ・医療保障保険    |   | 0120-099-600              |
| ・三大疾病保障保険  |   | 03-3560-5842(照会期間受付終了後)   |
| ・団体傷害保険    | } | ・三井住友海上火災保険株式会社           |
| ・疾病医療上乗せ保険 |   | 0120-649-002              |
| ・長期所得補償保険  |   | ・有限会社 海交会<br>03-3297-7582 |

※上記時間帯以外はマリアスWEBサイト内の「e-mail ちょっとメールで 質問したい」をクリックして、フォームに質問を記載して送信してください ⇒ 後日電話にて回答します

## ●保険料の引き落としに関するお願い(重要)

マリアス保険の全制度は月払です。

保険料は、海上保安協会に登録されている銀行等の口座から引き落とし(毎月27日)していますが、**残高不足による引き落とし不能で保険料が未納の場合、保険契約が失効することがありますのでご注意ください。**

- ・引き落とし口座を変更する場合は、海上保安協会にお問い合わせください。
- ・万が一、口座引き落としができなかった場合は、**海上保安協会から郵便局払込取扱票をお送りしますので、指定期日までに必ず振込みをお願いします。**

**⚠ 期日までに保険料の納付が無い場合、保険契約が失効する恐れがあります！**

**※給与口座と海上保安協会の保険料引き落とし口座は連動していません。給与口座を変更されても保険料引き落とし口座は自動変更されませんのでご注意ください。**

# ●加入、更新に際しての留意事項

## ①新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**加入申込書(加入申込票)の手続きとご提出が必要**です。
- ・グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険の加入内容に**変更がある場合は、該当箇所すべて記入・押印をお願いいたします。**
- ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**(団体傷害保険は告知不要です)
- ・団体傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、こども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合必ず加入申込票の手続き、ご提出をお願いします。
- ・**変更の申出をしない限り、加入申込書(加入申込票)に打ち出された契約内容どおりでの自動継続となりますのでご注意ください。**

## ②加入内容に変更がない場合

- ・加入申込書(加入申込票)の手続き、提出は**不要**です。
- ・加入申込書(加入申込票)を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は**自動的に適用**されます。

## ③継続加入できる上限年齢について

- ・ **グループ保険** : 昭和12年7月2日以後に生まれた方。(平成30年1月1日現在満80歳6か月まで)
- ・ **医療保障保険** : 昭和23年7月2日以後に生まれた方。(平成30年1月1日現在満69歳6か月まで)
- ・ **三大疾病保障保険** : 昭和23年7月2日以後に生まれた方。(平成30年1月1日現在満69歳6か月まで)
- ・ **疾病医療上乗せ保険** : 昭和13年1月2日以後に生まれた方。(平成30年1月1日現在満79歳まで)
- ・ **長期所得補償保険** : 現職のうち、昭和33年1月2日以後に生まれた方。  
(平成30年1月1日現在満59歳まで)

## ●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・疾病医療上乗せ保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。

ぜひアクセスしてください!!

**【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能**

海上保安協会ホームページトップにある運営事業の「**団体保険マリアス(加入者専用)**」からアクセス又は

<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に**接続** (パスワード: **19480512**)

### ◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

(健康管理部門)

「**笑い声 響く職場に 病気なし**」

広島航空基地 下前 貴臣

(安全管理部門)

「**「何か変」 小さな違和感 即チェック**」

伊勢湾海上交通センター 岡島 史典



## 平成30年 マリアス損害保険に関する 制度改定のお知らせ

ご加入いただいておりますマリアス損害保険につきまして、平成30年1月より、疾病医療上乗せ保険の保険金支払い時の条件変更、長期所得補償保険の保険料改定が行われます。

制度改定内容を次のとおりご案内いたしますので内容をご確認のうえ、ご継続手続きを行っていただきますようお願いいたします。

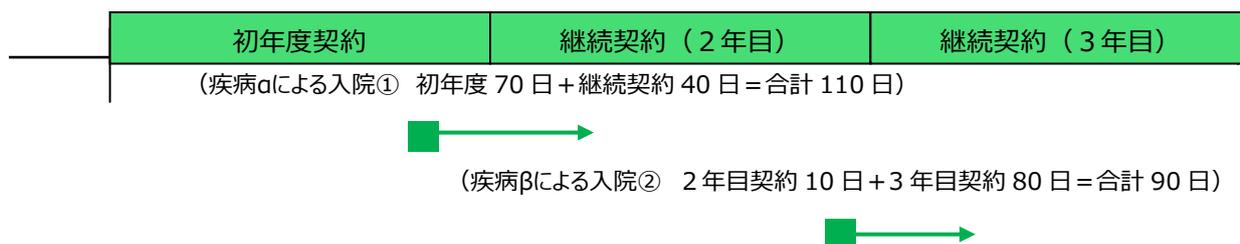
### 1. 疾病医療上乗せ保険 (疾病補償特約付団体総合生活補償保険) 継続契約に適用される条件を改定いたします。

- 疾病医療上乗せ保険において各種保険金をお支払いした場合の、継続契約に適用される条件を改定いたします。主な改定点は以下のとおりです。詳細につきましては、募集パンフレットをご参照ください。

概要	該当する保険金の種類	平成 29 年までの条件	平成 30 年の条件
ガン等の A 欄疾病の病気で保険金をお支払いする場合	すべての保険金	当該疾病の属する疾病コードの疾病・症状や、当該疾病と医学上因果関係がある疾病・症状を補償対象外として自動継続	特になし (当該疾病の属する疾病コードの疾病・症状や、当該疾病と医学上因果関係がある疾病・症状を補償対象外とすることなく、自動継続)
疾病入院保険金をお支払いする場合	疾病入院保険金	1 入院あたり：120 日限度 保険金通算支払限度期間：なし	1 入院あたり：120 日限度 保険期間通算支払限度期間：1,000 日 (初年度契約および継続契約の保険期間を通算して 1,000 日を限度とします。)

例) 以下のケースの場合、疾病入院保険金の通算支払日数は、200日（110日+90日）となります。

以降、別の疾病等で入院された場合には、複数の入院を通算して1,000日が限度となりますので、残り800日が支払限度日数となります。



## 2.

### 長期所得補償保険 (団体長期障害所得補償保険)

保険料を改定いたします。

- 保険料率の改定により、保険料が以下のとおり変更となります。

年齢（平成 30 年 1 月 1 日 時点の満年齢）	平成 29 年		平成 30 年	
	男性	女性	男性	女性
18 - 24 才	245 円	165 円	247 円	165 円
25 - 29 才	254 円	212 円	266 円	213 円
30 - 34 才	286 円	284 円	330 円	304 円
35 - 39 才	347 円	405 円	417 円	429 円
40 - 44 才	488 円	616 円	565 円	636 円
45 - 49 才	664 円	814 円	730 円	818 円
50 - 54 才	756 円	862 円	822 円	870 円
55 - 59 才	750 円	774 円	786 円	774 円



※このチラシは保険の概要を説明したものです。詳細はパンフレットを参照ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】有限会社 海交会

住所：東京都中央区湊 3 - 3 - 2 前田セントラルビル 5 F TEL：03 - 3297 - 7582

【幹事引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 公務部 営業第三課

住所：東京都千代田区神田駿河台 3 - 11 - 1 TEL：03 - 3259 - 6681

B17-100698 使用期限：2019 年 1 月 1 日